

第4次 島根県たばこ対策指針



健康長寿しまねマスコットキャラクター まめなくん

令和元年6月

島根県

はじめに

島根県では、健康長寿日本一を掲げ、県民、関係機関・団体、行政が三位一体となった、「健康長寿しまね県民運動」として、運動習慣の普及や望ましい食生活の定着、たばこ対策、歯の健康づくりといった、様々な健康づくり活動を進めてまいりました。

その中でも特にたばこ対策は、喫煙者本人の健康影響だけではなく、周りへの受動喫煙の問題や、未成年者の喫煙防止などの取組として、平成16年2月に「島根県たばこ対策指針」を策定しました。その後、たばこ対策を取り巻く状況の変化を踏まえて、平成20年3月、平成27年3月に見直しを行い、「未成年者の喫煙防止」「受動喫煙防止」「禁煙サポート」「普及啓発」の4本の柱により包括的にたばこ対策に取り組んでまいりました。

この間、県民、関係機関・団体、行政でのたばこ対策の取組も拡がり、未成年者の喫煙率の減少や、受動喫煙防止対策に取り組む施設の増加、禁煙サポート体制の整備など成果がみられます。

また、平成30年7月には「望まない受動喫煙をなくす」ことを目的に健康増進法が改正され、県民や多数の者が利用する施設等の受動喫煙防止の取組を推進することとなりました。このことを受け、受動喫煙防止対策はもとより、たばこ対策全体の取組がさらに前進することを目指し、方向性・目標の見直しを行いました。

市町村や関係機関・団体におかれましても、本指針の趣旨を御理解いただき、すべての県民が健康で明るく生きがいをもって生活できる社会の実現をめざし、たばこ対策を推進していただきますようお願い致します。

令和元年6月

島根県健康福祉部長

吉川 敏彦

「島根県たばこ対策指針」の目次

1. 指針策定の趣旨	1
2. 宣言	2
3. たばこ対策の目標と今後の方向性	
(1) 未成年者の喫煙防止	3
(2) 受動喫煙防止	4
(3) 禁煙サポート	6
(4) 普及啓発	7
4. 重点的に取り組むべき事項	8
5. 各機関における取組の方向性	9
6. 指針の推進と進行管理	10
参考資料	
・島根県のたばこ対策の現状	11
・関連法令等	19

1. 指針策定の趣旨

- 島根県では、従来から健康長寿日本一を目指し「健康長寿しまね県民運動」として、様々な取り組みを推進しています。
- 平成 15 年 5 月には、健康増進法が施行され、平成 16 年 2 月に「島根県たばこ対策指針」（平成 20 年、平成 27 年改定）を策定し、指針に基づいてたばこ対策に取り組んできました。
- また、平成 29 年度には、「島根県保健医療計画（平成 30 年度～令和 5 年度）」「健康長寿しまね推進計画（第二次）（平成 25 年度～令和 5 年度）」「島根県がん対策推進計画（平成 30 年度～令和 5 年度）」などの計画の改定が行われました。
- さらに、平成 30 年 7 月には、健康増進法が改正され、「望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等を定める」こととなりました。
- 本指針では、従来から掲げている対策の 4 本柱（「未成年者の喫煙防止」「受動喫煙防止」「禁煙サポート」「普及啓発」）を継続しながら、改正健康増進法における受動喫煙防止対策の強化に取り組み、更に「たばこ対策」の推進を図ります。

たばこ対策の柱

- 柱 1. 未成年者の喫煙防止
- 柱 2. 受動喫煙防止
- 柱 3. 禁煙サポート
- 柱 4. 普及啓発

2. 宣言

島根県は、健康長寿日本一を目指して、「たばこ対策」の基本方針を以下のとおり宣言します。

市町村、地域や職場、事業所、関係機関、関係団体などにおいても、それぞれの立場から「たばこ対策推進宣言」をし、具体的かつ主体的に取り組まれるよう、県は推進していきます。

島根県たばこ対策推進宣言

- (1) 将来を担う子ども達に最初の1本を吸わせない
取組をすすめます。

～小学生から大学、専門学生等の未成年者喫煙防止
の取組～

- (2) たばこの煙からみんなの健康を守る受動喫煙防止
対策を推進します。

～県・市町村庁舎、学校、地域、職場、観光地でも～

- (3) 禁煙をしたい人の禁煙を応援します。

～医療機関や薬局など身近な相談機関の拡大～

- (4) 喫煙が健康に及ぼす影響について、わかりやすく
周知します。

～地域、学校、職場、イベント、マスメディアなど
あらゆる機会を通じて～

3. たばこ対策の目標と今後の方向性

<目標年度について>

島根県たばこ対策指針は、「健康長寿しまね推進計画（島根県健康増進計画）」にもとづき策定しており、この第二次計画の期間である平成25年度（2013）～令和5年度（2023）に合わせて、第4次指針の目標も設定することとします。

柱1. 未成年者の喫煙防止

（方向性）

1. 子どものころから、喫煙防止の意識の醸成に努める。
2. 子どもたちへ、効果的な喫煙防止教育を推進する。
3. 保護者や地域、関係者へ働きかけ、意識を高める。
4. 街頭指導等により、喫煙防止への意識啓発を図る。

目標1. 喫煙経験のある小中高校生の割合を減らす（0%に）（%）

		現状 (平成29年度)	目標 (令和5年度)
小学生(5.6年)	男	2.4	0
	女	0.9	
中学生(2年)	男	2.7	
	女	1.8	
高校生(2年)	男	3.8	
	女	2.2	

目標：健康長寿しまね推進計画、健やか親子しまね計画

目標2. あらゆる機会を利用して、子どもへたばこの害について伝える

① 学校で喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室を実施している学校割合（%）

	策定時 (平成25年度)	現状 (平成30年度)	目標 (令和5年度)
小学校	42.4	57.2	65(※)
中学校	78.6	91.6	100
高等学校	82.9	94.4	

目標：健康長寿しまね推進計画、健やか親子しまね計画

※「第二次しまねっ子元気プラン」と整合性を持たせ小学校を変更（100→65）

② 「20歳になった時にたばこを吸っていない(※)」と思う生徒の割合(%)

		現状 (平成29年度)	目標 (令和5年度)
小学生(5.6年)	男	75.1	100
	女	84.3	
中学生(2年)	男	81.3	
	女	88.8	
高校生(2年)	男	82.3	
	女	94.9	

平成29年度「未成年者の飲酒・喫煙防止についての調査」(健康推進課)

※「たぶん吸っていない」「絶対に吸っていない」と回答した生徒の割合

柱2. 受動喫煙防止

(方向性)

1. 県民や多数の者が利用する施設や職場等の受動喫煙防止の取組を推進する。
2. 受動喫煙防止の取組の紹介や、助成制度等に関する情報提供を行う。
3. 家庭内などあらゆる場所で、未成年者等が望まない受動喫煙にさらされることを防ぐ取組を行う。
4. 特に「望まない受動喫煙」を受ける機会・場所について現状把握を行い、状況が改善されるよう重点的な取組を行う。

目標1. 全ての小学校、中学校、高校で“完全”敷地内禁煙(※)を実施する(%)

	現状 (平成30年度)	目標 (令和5年度)
小学校	100	100
中学校	100	
高等学校	98	

目標：健康長寿しまね推進計画、島根県保健医療計画

※ 改正健康増進法で規定されている特定屋外喫煙場所を敷地内に設置しない。

目標2. たばこの煙のない飲食店、理美容店、施設を増やす

<現状>

① たばこの煙のない飲食店(平成31年3月現在) (箇所数)

	松江 圏域	雲南 圏域	出雲 圏域	大田 圏域	浜田 圏域	益田 圏域	隠岐 圏域	計
登録件数	50	25	56	24	45	37	12	249
<参考>飲食店数	2,361	420	1,448	494	773	637	302	6,435

<現状>

② たばこの煙のない理美容店（平成 31 年 3 月現在）（箇所数）

	松江 圏域	雲南 圏域	出雲 圏域	大田 圏域	浜田 圏域	益田 圏域	隠岐 圏域	計
登録件数	37	10	40	9	27	9	9	141
〈参考〉理美容店数	947	229	613	224	313	252	115	2,693

<現状>

③ たばこの煙のない施設（平成 31 年 2 月現在）（箇所数）

松江 圏域	雲南 圏域	出雲 圏域	大田 圏域	浜田 圏域	益田 圏域	隠岐 圏域	計
203	292	195	289	94	352	17	1,442

対象施設：健康増進法第 25 条の対象となる施設（体育館、劇場、観覧場等）

目標 3. 全ての事業所で建物内禁煙以上を目指す

<現状>平成 28 年度

建物内禁煙以上を実施している事業所 50.6%

目標 4. 県庁舎、全ての市町村庁舎で敷地内禁煙を実施する（%）

	敷地内禁煙の現状 （平成 30 年度）	目標 （令和 5 年度）
県庁舎（平成 30.8 時点）	29.4	100 （特定屋外喫煙場所を敷地内に 設置することができる）
市町村庁舎（平成 30.6 時点）	4.2	

なお、受動喫煙防止の啓発等を通じて県民の意識を醸成し、将来的に敷地内での喫煙がなくなるよう取り組んでいく。

目標 5. 県民モニター調査やボードアンケート等により「望まない受動喫煙」を受け
る機会・場所を把握し、重点的な取組を行うことで、受動喫煙を受け
る者の割合を減らす。

（令和元年度に調査を実施、令和 5 年度に再度調査を行い評価する）

柱 3. 禁煙サポート

(方向性)

1. 禁煙を希望する県民が、身近なところで相談が受けられるサポート体制を強化する。
2. 禁煙治療に関する積極的な情報提供を行う。

目標 1. たばこを習慣的に吸っている者の割合を減らす (％)

現状 (平成 28 年度)			目標 (令和 5 年度)
20～79 歳の習慣的にたばこを吸っている者の割合	男	27.4	12.3
	女	4.4	3.2
(再) 20～39 歳の習慣的にたばこを吸っている者の割合	男	30.3	17.7
	女	7.1	5.4

目標：島根県保健医療計画、健康長寿しまね推進計画、
島根県がん対策推進計画、島根県医療費適正化計画

目標 2. 生後 4 か月児の父・母の妊娠中の喫煙をなくす (％)

妊娠中の喫煙率 (4 か月児の父・母)	現状 (平成 28 年度)		目標 (令和 5 年度)
	父	37.6	20
	母	1.2	0

目標：島根県保健医療計画、健やか親子しまね計画

目標 3. 両親の子育て期間中の喫煙を減らす (％)

両親の子育て 期間中の喫煙率	現状 (平成 29 年度)			目標 (令和 5 年度)
	4 か月児	父	36.1	20
		母	2.4	0
	1 歳 6 か月児	父	35.0	20
		母	3.9	0
	3 歳児	父	35.7	20
		母	3.9	0

目標：島根県保健医療計画、健康長寿しまね推進計画、健やか親子しまね計画

目標 4. 禁煙指導の実施体制を確保する

<現状>平成 31 年 2 月現在

(箇所数)

圏域	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	合計
禁煙支援薬局数	25	6	20	4	14	14	0	83

※参考値：平成 31 年 2 月現在

(箇所数)

圏域	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	合計
禁煙治療実施医療機関数	29	3	24	6	18	12	2	94

柱4. 普及啓発

(方向性)

1. 喫煙が健康に及ぼす影響について、機会をとらえて啓発を行う。
2. 改正健康増進法の趣旨・内容について広く啓発を行い
「望まない受動喫煙をなくす」
「受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する」
ことについて県民意識の醸成を図る。

目標1. 色々な機会をとらえて、普及啓発活動を推進していく

目標2. 改正健康増進法の認知度について、県民モニター調査やボードアンケート等を実施し、受動喫煙防止についての意識向上を図る。
(令和元年度に調査を実施、令和5年度に再度調査を行い評価する)

4. 重点的に取り組むべき事項

柱1. 未成年者の喫煙防止

- (1) 子どもの喫煙行動に大きな影響を与えうる大人への啓発を関係機関の協力を得て強化する。
- (2) 妊娠期、子育て期間中の保護者に対しての啓発活動を、禁煙支援と合わせて継続実施する。
- (3) 家庭や地域など子どもをとりまく大人があらゆる機会に、たばこの害について伝えていく意識の醸成や環境づくりに、関係機関と一体となって取り組む。
- (4) 発達段階に応じ、学校で喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室を開催するとともに、喫煙防止教育の推進を図る。

柱2. 受動喫煙防止

- (1) 「望まない受動喫煙をなくす」ために、改正健康増進法の趣旨・内容について、施設管理者等に適切な啓発・指導を行う。

柱3. 禁煙サポート

- (1) 働き盛り世代の禁煙希望者が増えるよう、事業主セミナー等を活用し、啓発活動を強化する。
- (2) 禁煙支援薬局の登録研修会を毎年度開催すること等により、新規登録薬局を増やす。
- (3) 妊娠期、子育て期間中の親に対しての啓発活動を、市町村等と連携して実施する。

柱4. 普及啓発

- (1) 「望まない受動喫煙をなくす」ために、喫煙が健康に及ぼす影響等について広く啓発をはかり、県民意識の醸成をはかる。

5. 各機関における取組の方向性

	未成年者の喫煙防止	受動喫煙防止	禁煙サポート	普及啓発
県	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちへ、効果的な喫煙防止教育を推進 ○保護者や地域、関係者へ働きかけ、意識の向上 ○街頭指導等により、喫煙防止や禁煙の意識啓発 ○小学生から大学、専門学生等への取組推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○県民や多数の者が利用する施設等の受動喫煙防止の取組を推進 ○受動喫煙防止の取組紹介や、助成制度等に関する情報提供 ○県・市町村庁舎、学校、地域、職場、観光地等の取組推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○禁煙治療に関する積極的な情報提供 ○薬局など身近な相談機関の拡大 ○働き盛り世代の禁煙希望者が増えるよう啓発活動を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○喫煙が健康に及ぼす影響について、あらゆる機会を通じて啓発
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健診時などを活用した保護者への意識啓発 ○学校での禁煙学習会の実施及び支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎や公民館などの関係施設の受動喫煙防止対策の徹底を推進 ○教育委員会と連携した学校敷地内禁煙の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康教室等の実施による、禁煙者へのサポート体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種保健事業やイベント、地域における健康づくり活動の場を活用した住民への普及啓発
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ○学校での喫煙防止教育の実施及び支援 ○「しまねっ子元気プラン」に基づいた喫煙防止教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会と連携した学校敷地内禁煙の推進 		<ul style="list-style-type: none"> ○喫煙が健康に及ぼす影響について、機会をとらえて児童・生徒や保護者への啓発
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○学校と協力した、防煙教育への助言、協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関の敷地内禁煙の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○禁煙を希望する人への禁煙治療の実施、禁煙への助言 	<ul style="list-style-type: none"> ○講演会の実施、協力
企業	<ul style="list-style-type: none"> ○20歳未満の者を（従業員含む）喫煙可能場所に立ち入らせてはならないことの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所での原則屋内禁煙の推進 ○事業所における受動喫煙防止対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○禁煙を希望する従業員に対する禁煙サポート 	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員への健康教育の実施 ○広報誌等による従業員への啓発、情報提供の実施
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内で未成年者の見守り、声かけ運動の推進 ○大学や専門学校等の未成年学生への喫煙防止の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○各団体の施設における受動喫煙防止対策の推進 ○受動喫煙防止対策助成金制度のPR、利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○禁煙を希望する人へ禁煙サポートの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○各団体によるイベント等での啓発 ○職員に向けた健康教育等による啓発

6. 指針の推進と進行管理

- (1) 島根県たばこ対策推進会議において、取組の検討や評価及び指針の進行管理を行い、「健康長寿しまね推進計画第二次」や「島根県保健医療計画」等各種計画や、国の施策等と整合性を図りながら推進する。
- (2) 県及び圏域の健康長寿しまね推進会議、健康長寿しまね活動推進委員会、圏域会議たばこ部会等において、「島根県たばこ対策指針」の推進を図る。

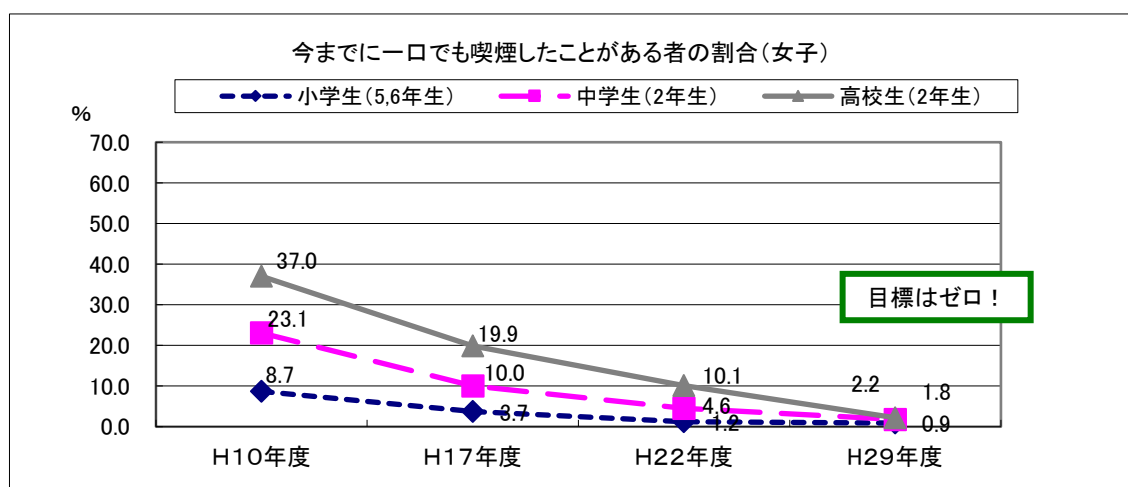
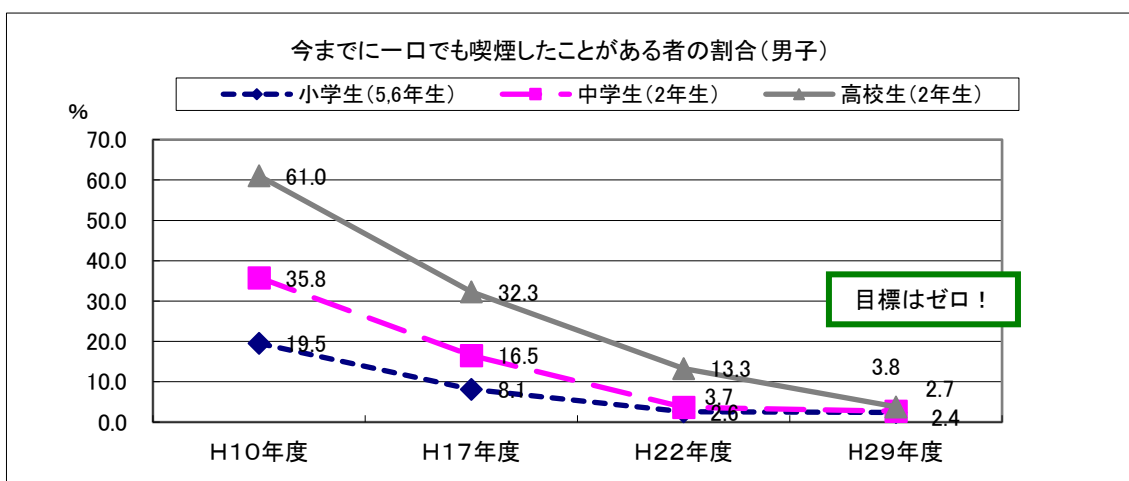
1 島根県のたばこ対策等の現状

1. 未成年者の喫煙状況について

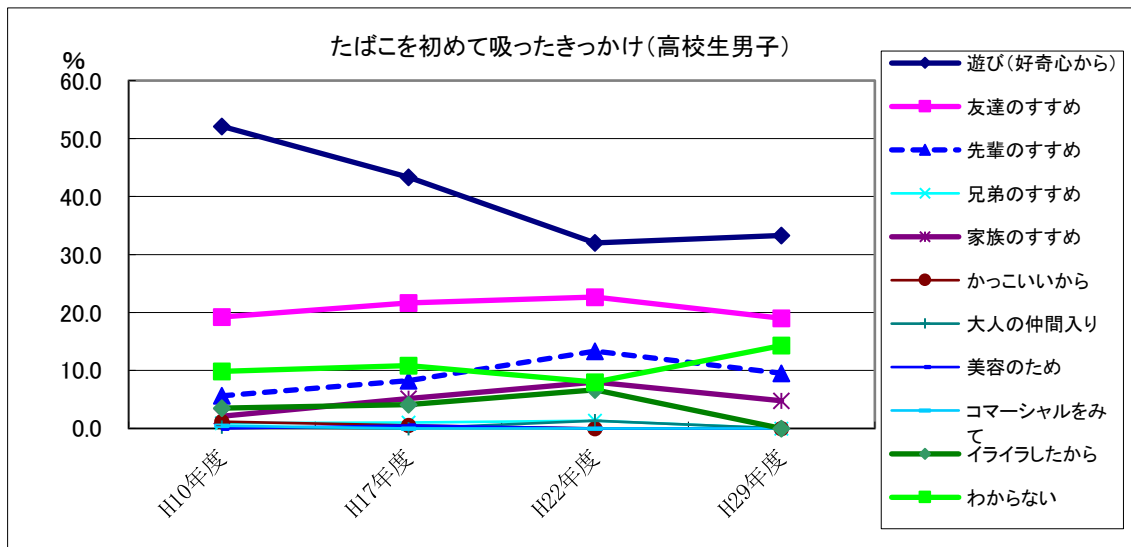
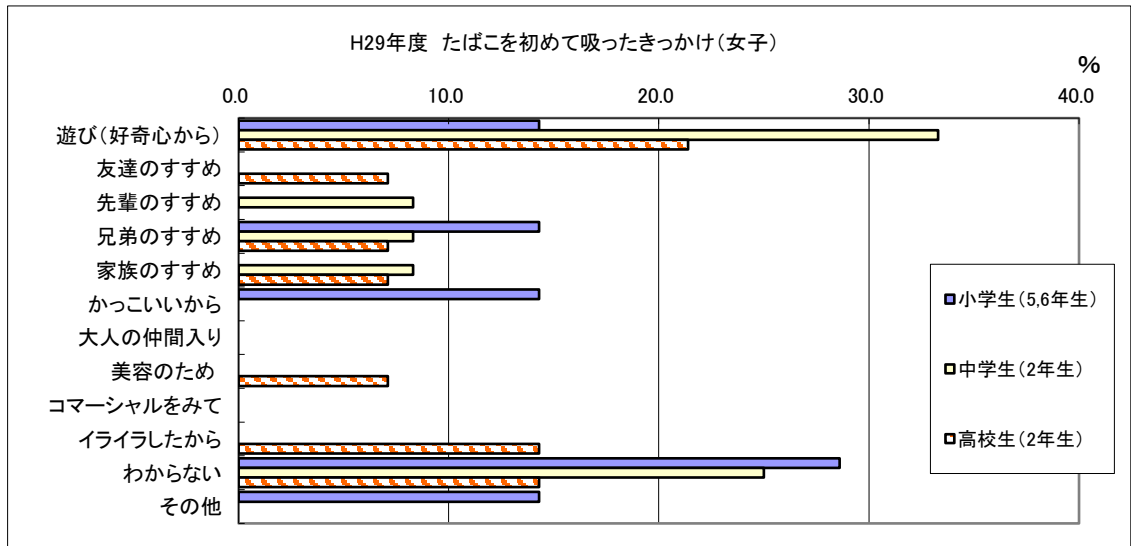
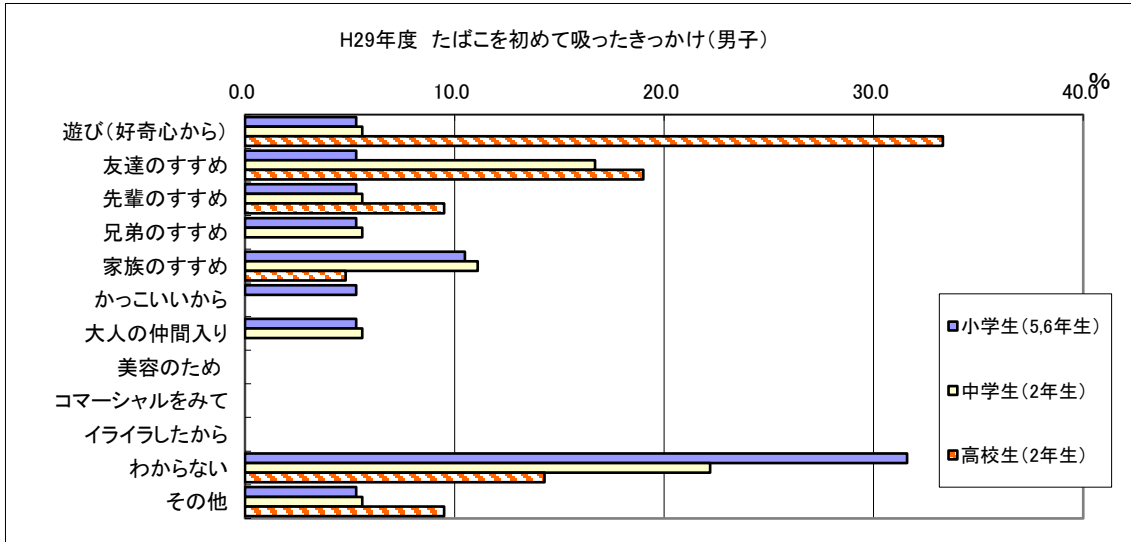
(1) 未成年者の喫煙経験について

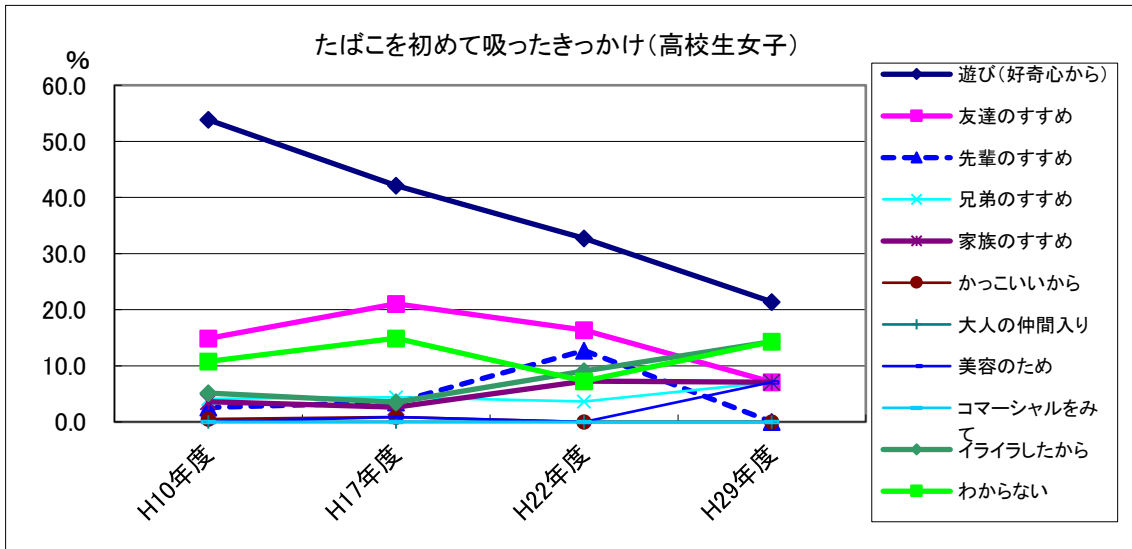
①今までに一口でも喫煙したことがある児童・生徒の割合 (%)

		平成 10 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 29 年度
小学 5・6 年	男	19.5	8.1	2.6	2.4
	女	8.7	3.7	1.2	0.9
中学 2 年	男	35.8	16.5	3.7	2.7
	女	23.1	10.0	4.6	1.8
高校 2 年	男	61.0	32.3	13.3	3.8
	女	37.0	19.9	10.1	2.2

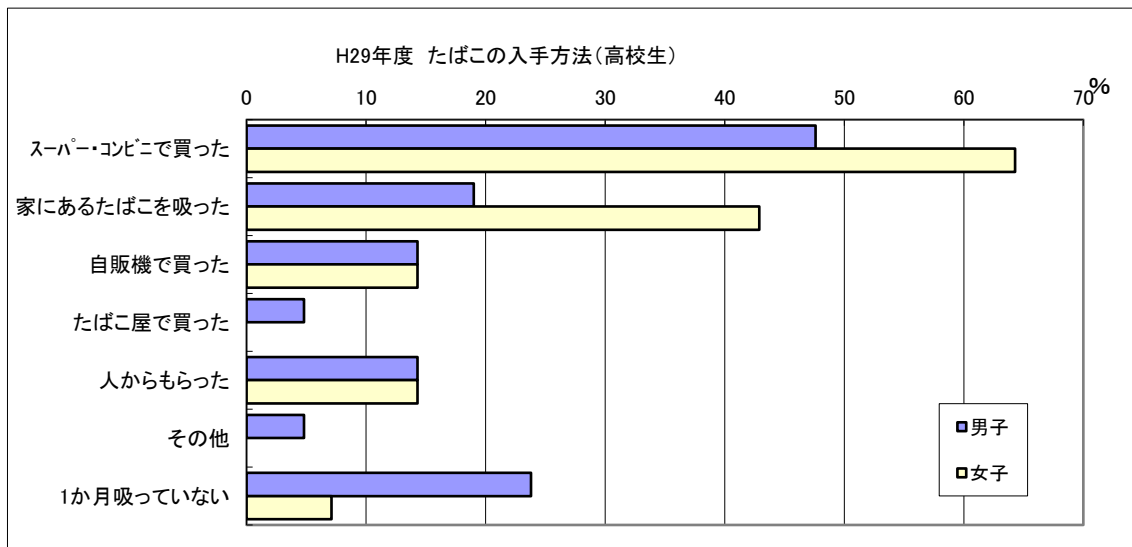


②未成年者の喫煙のきっかけ





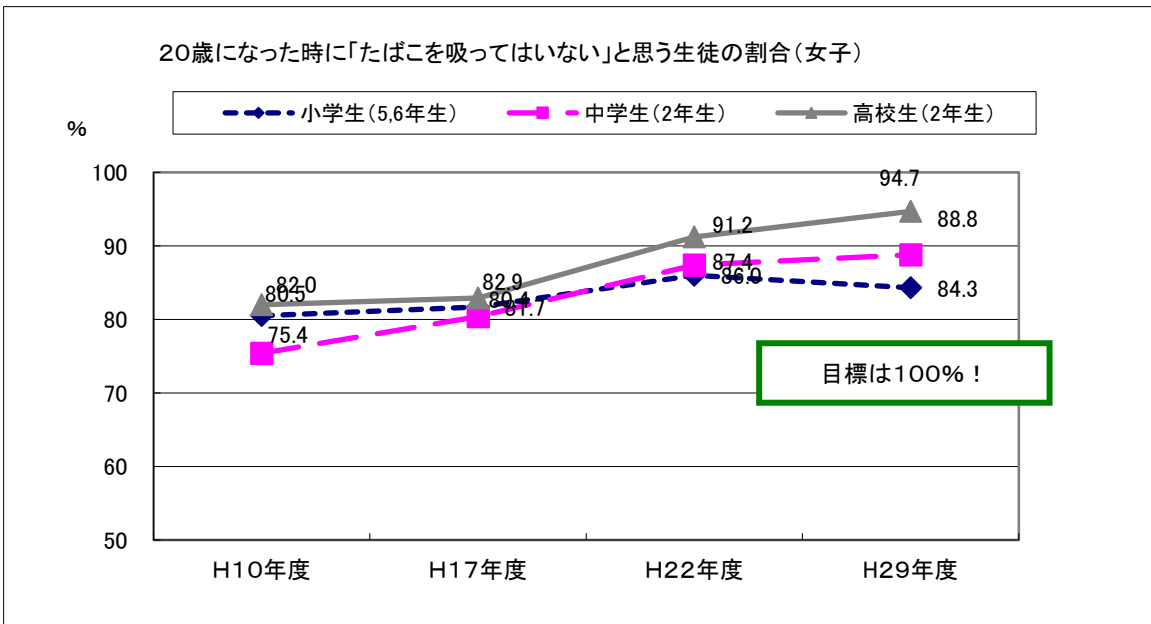
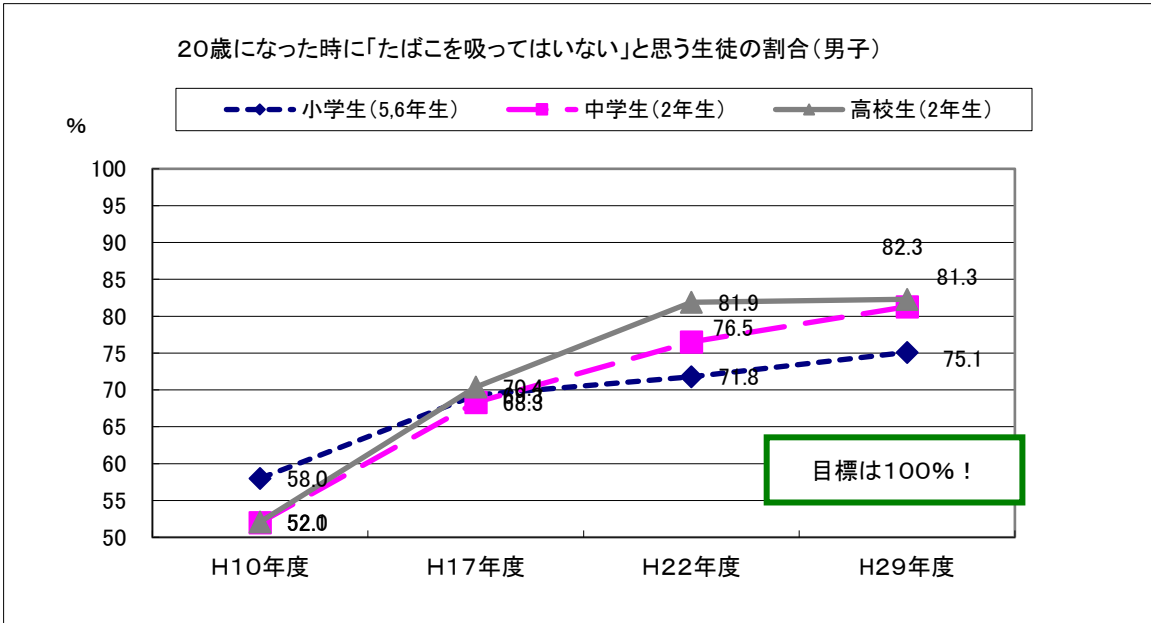
③たばこの入手方法について



④ 「20歳になった時にたばこを吸っていない(※)」と思う生徒の割合

		平成10年度	平成17年度	平成22年度	平成29年度
小学5・6年	男	58.0	69.3	71.8	75.1
	女	80.5	81.7	86.0	84.3
中学2年	男	52.0	68.3	76.5	81.3
	女	75.4	80.4	87.4	88.8
高校2年	男	52.3	70.4	81.9	82.3
	女	82.0	82.9	91.2	94.9

※「たぶん吸っていない」「絶対に吸っていない」と回答した生徒の割合



(出典:平成 29 年度未成年者の飲酒・喫煙防止についての調査)

(2) 学校で喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室を実施している学校 (%)

	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 30 年度
小学校	12.2	42.4	57.2
中学校	57.8	78.6	91.6
高等学校	63.9	82.9	94.4

(保健体育課調査)

2. 受動喫煙防止対策について

(1) 敷地内禁煙を実施している学校割合

<小・中学校> (%)

	H22.5	H26.5	H30.5
敷地内禁煙	82.3	89.8	100
建物内禁煙	14.5	8.9	100
その他	3.2	1.3	0

(健康推進課調査)

(2) 飲食店等各種店舗の禁煙状況について

①たばこの煙のない飲食店 (件数)

	松江 圏域	雲南 圏域	出雲 圏域	大田 圏域	浜田 圏域	益田 圏域	隠岐 圏域	合計
H27.2	70	20	57	24	48	32	5	256
H31.2	50	25	56	24	45	37	12	249

(健康推進課調査)

②たばこの煙のない理美容店 (件数)

	松江 圏域	雲南 圏域	出雲 圏域	大田 圏域	浜田 圏域	益田 圏域	隠岐 圏域	合計
H27.2	25	11	35	8	27	8	5	119
H31.2	37	10	40	9	27	9	9	141

(健康推進課調査)

③たばこの煙のない施設 (件数)

	松江 圏域	雲南 圏域	出雲 圏域	大田 圏域	浜田 圏域	益田 圏域	隠岐 圏域	合計
H31.2	203	292	195	289	94	352	17	1,442

(健康推進課調査)

(3) 事業所での受動喫煙防止対策の状況

①敷地内・施設内禁煙、完全分煙を実施している事業所 (%)

H22年度	H28年度
49.0	74.3

(健康推進課調査)

(4) 公共施設の敷地・建物内禁煙状況

<市町村本庁舎・支所調査合計> (%)

	H22.5	H26.5	H30.5
敷地内禁煙	2.7	2.7	4.2
建物内禁煙	56.8	86.7	87.5
その他	40.5	10.6	8.3

(健康推進課調査)

<公民館> (%)

	H22.5	H26.5	H30.5
敷地内禁煙	2.7	5.4	5.1
建物内禁煙	78.7	91.9	93.8
その他	18.6	2.7	1.0

(健康推進課調査)

<子育て支援センター> (%)

	H22.5	H26.5	H30.5
敷地内禁煙	69.2	55.8	68.1
建物内禁煙	25.0	44.2	31.9
その他	5.8	0	0

(健康推進課調査)

3. 禁煙サポート

(1) たばこを習慣的に吸っている者の割合

(%)

		H22年度	H28年度
20～79歳の習慣的にたばこを吸っている者の割合	男	30.7	27.4
	女	7.0	4.4
(再) 20～39歳の習慣的にたばこを吸っている者の割合	男	46.0	30.3
	女	11.3	7.1

(出典：島根県健康・栄養調査)

<参考>平成28年国民生活基礎調査による喫煙率 (%)

	全国	島根県
全体	19.8	17.7
男性	31.1	31.0
女性	9.5	6.1

(2) 生後4か月児の父・母の妊娠中の喫煙率

(%)

		H23年度	H28年度
妊娠中に習慣的にたばこを吸っていた者の割合	父	42.0	37.6
	母	2.5	1.2

(出典：乳幼児健診アンケート)

(3) 両親の子育て期間中の喫煙率

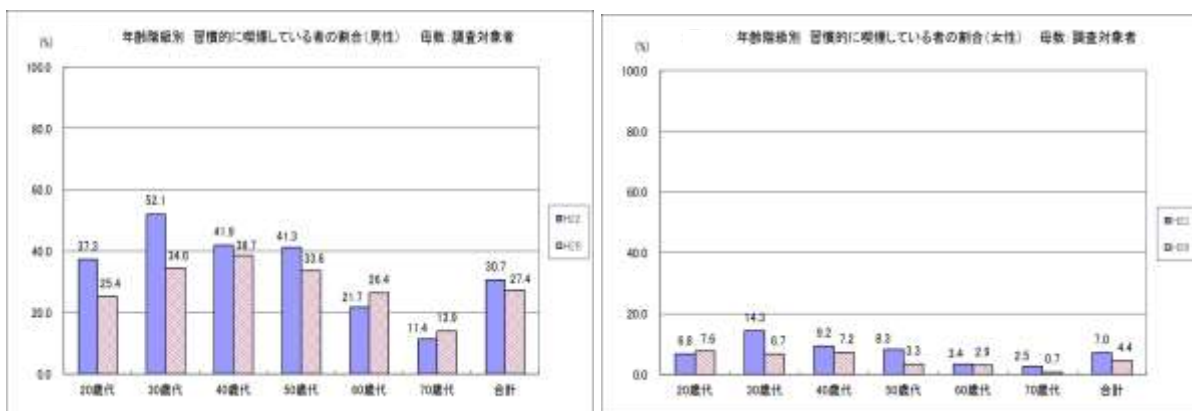
(%)

			H23年度	H28年度
両親の子育て期間中の喫煙率	4か月児	父	42.0	35.5
		母	4.2	2.2
	1歳6か月児	父	40.3	35.9
		母	7.8	4.3
	3歳児	父	44.0	35.2
		母	7.9	5.1

(出典：H23年度乳幼児健診アンケート、H28年度母子保健集計システム)

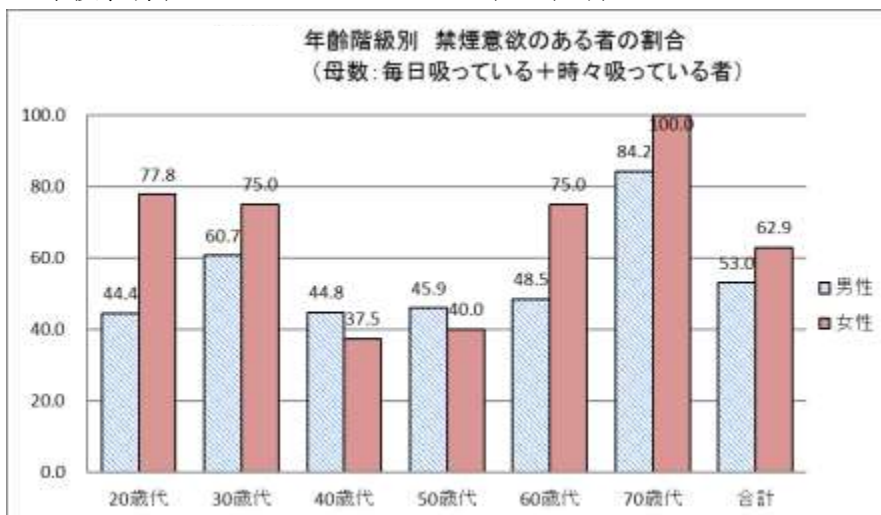
<参考>

○たばこを習慣的に吸っている者の割合と禁煙希望のある者の割合 (20～79 歳)



(平成 28 年度島根県健康・栄養調査)

○今後、禁煙したいと思っている者の割合



(平成 28 年度島根県健康・栄養調査)

(4) 禁煙指導の体制

○禁煙支援薬局 (施設数)

	松江圏域	雲南圏域	出雲圏域	大田圏域	浜田圏域	益田圏域	隠岐圏域	合計
H31.2	25	6	20	4	14	14	0	83

(健康推進課把握)

○禁煙治療実施医療機関 (施設数)

	松江圏域	雲南圏域	出雲圏域	大田圏域	浜田圏域	益田圏域	隠岐圏域	合計
H27.2	28	3	21	6	20	13	3	94
H31.2	29	3	24	6	18	12	2	94

(健康推進課把握)

○「禁煙手帳」の活用

禁煙の手助けの一つとして「まめなくん禁煙手帳」を作成し、禁煙希望者や禁煙支援薬局、禁煙治療実施医療機関等へ配布している。

4. 普及啓発

以下の内容を継続的に実施している。

- ・マスコミ等を活用した情報提供
- ・未成年者喫煙防止、飲酒防止キャンペーン
- ・世界禁煙デーに合わせた啓発活動
- ・地域、企業、学校等への出前講座等の実施
- ・学校等への教材資材提供
- ・たばこ対策取組宣言の推進

たばこ関連法令等

○たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(平成16年6月批准、平成17年2月発効)

第三条(目的)

この条約及び議定書は、たばこの使用及びたばこの煙にさらされることの広がりを継続的かつ実質的に減少させるため、締約国が自国において並びに地域的及び国際的に実施するたばこの規制のための措置についての枠組みを提供することにより、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする。

第八条(たばこの煙にさらされることからの保護)

- 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。
- 2 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

○健康増進法

(平成14年8月2日法律第103号 一部改正により平成31年1月24日施行)

第六章 受動喫煙防止

(国及び地方公共団体の責務)

第二十五条

国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第二十五条の二

国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設(敷地を含む。次条第二項及び第二十五上条の五について同じ。)を管理する者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(喫煙をする際の配慮義務等)

第二十五条の三

何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。

- 2 多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

— 以下略 —

○労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号 一部改正により平成 27 年 6 月 1 日施行）

第六十八条の二（受動喫煙の防止）

事業者は、室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十五条の四第三号に規定する受動喫煙をいう。第七十一条第一項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

各種計画の根拠法令等

◆医療計画

医療法（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号）

第三十条の四

都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

◆健康増進計画

健康増進法（平成十四年八月二日法律第百三号）

第八条（都道府県健康増進計画等）

都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

◆がん対策推進計画

がん対策基本法（平成十八年六月二十三日法律第九十八号）

第十一条（都道府県がん対策推進計画）

都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画（以下「都道府県がん対策推進計画」という。）を策定しなければならない。